

グリーン購入ガイドライン

第7版

2024年12月25日

互応化学工業株式会社

品質保証部 発行

グリーン購入ガイドライン

1. 互応化学工業株式会社の環境活動への取組み

互応化学工業株式会社は、2004年3月からグリーン購入ガイドラインを制定し、また、環境方針を定め、互応化学工業株式会社の事業活動において環境保全に向けて積極的に行動することを定め、活動を推進してまいりました。

互応化学工業株式会社では、この方針に基づいて定期的に「環境計画」を策定し、企業の責任と社会への貢献を目指した環境保全活動を推進することに努めています。

《互応化学工業株式会社の企業理念及び品質・環境方針》

弊社ホームページ記載内容に準じる。

2. 目的

本書は互応化学工業株式会社（以下、弊社という）における購入品（原材料、包装材等）の含有化学物質把握を目的として、お取引先様から最新の含有情報を購入品毎にご提出頂くために制定したものです。

3. 適用範囲

本書は、弊社がお取引先様から購入する原材料・副資材などの製品に適用する。

4. 環境関連法令と規制分類

国内外の環境関連法令に関して、本書で規制される内容とその規制分類について後述の別表に記載する。

5. 用語の定義

本書で用いる主な用語は次の通りである。

1) 特定有害化学物質

弊社の規定する特定有害化学物質は次の化学物質を言う。

環境や生態系への影響、法規制や業界動向を考慮し、弊社で管理対象として定めた物質であり、禁止物質、削減物質、管理物質に分類する。

2) 製品含有

物質が意図的であるか否かを問わず、弊社購入品を構成するもの、又は、それらに使用される材料・補助材料・包装材に、添加、充填、混入または付着することを言う（加工工程において意図せずに製品に混入または付着した場合を含む。）

3) 意図的使用

特性・機能を発現する目的や、反応触媒や抽出分離など反応・製造工程のなかでの

添加によって特定有害化学物質を当社購入品に含有させること。
ただし、当社購買品に含有しない場合は除きます。

4) 不純物

天然素材中に含有され、工業材料として製造過程で技術的に除去しきれない物質、または合成反応の過程で生じた技術的に除去仕切れない物質を言う。
なお、主原料と区別するために「不純物」であっても素材の特徴を変える目的で使用する場合は「意図的使用」として扱う。

5) 包装材

製品包装材、製品包装補助材、物流資材、副資材と呼ばれるものを言う。

6) 禁止物質群（レベル1）

法規制や顧客の要求等で、製品への含有が禁止、あるいは含有濃度の上限が定められている物質。本物質は製品に含有してはならないため、意図的な使用は禁止し、混入を防止する。「禁止物質群（レベル1）」による。

7) 削減物質群（レベル2）

弊社や顧客の要求等で、使用実態を把握し、健康、安全衛生、適正処理等に考慮すべき物質。削減の実行や混入防止を行う。

8) 管理物質群（レベル3）

意図的使用を制限するものではなく、使用実態を把握し、リサイクル、適正処理を考慮すべき物質。これらの物質は、JAMP(*)が規定する「JAMP管理対象物質Ver.(最新版)」の対象物質を参照したものから、本要領で規定する禁止物質群を除いた物質で、それらの含有量調査を行い、使用の有無及び含有量などについてのデータを把握する。「管理物質群（レベル3）」による。

* 管理ガイドライン - chemSHERPA by JAMP <http://chemsherpa.net/docs/guidelines>

6. 弊社における紛争鉱物(コンフリクトフリー)への取組み方針

【目的】

米国で2010年7月に成立したDodd-Frank法を契機に、世界中で「紛争鉱物問題」が重要視されるようになった。また、SEC(米国証券取引委員会)が2012年8月に同法の最終規則を採択したことを受け、さらに2021年1月よりEUでの紛争鉱物資源に関する規則のOECDガイドライン(児童労働を含む人権侵害全般)全面適用に際し、多くの得意先様から「弊社製品に対する紛争鉱物に関する含有調査及び情報提供」を求められている。そのため、弊社は企業の社会的責任(CSR)の一環としてこの「紛争鉱物問題」を捉え、次のような方針でこの問題に取り組んでいる。

- 1) 「OECD デュー・ディリジェンス・ガイダンス」の趣旨に賛同し、OECD 附属書Ⅱに則り、高リスク地域(CAHRAs)を含む諸外国の紛争鉱物問題に取り組む。
- 2) 対象となる紛争鉱物 3TG (スズ、タンタル、タングステン、金)及びコバルト、雲母を含有する弊社製品について管理する仕組みを構築し、より低リスクの原材料及び副資材を採用する努力を継続する。
- 3) 関連業界団体との連携を密にし、業界標準に基づいた合理的かつ効率的な調査を、誠意を持って行う。
- 4) サプライチェーンを通じて入手した紛争鉱物に関する情報は出来る限り早くパートナー企業様と情報共有する。

7. お取引先様へのお願い

弊社への納入品について下記のご提出をお願いしています。

(1) 納入品に対して

1) 「特定有害化学物質含有調査表」

互応化学工業株式会社 禁止物質群(レベル 1)の含有率が規制値以上の場合、含有「有」と記入し、含有量をご報告下さい。

削減物質群(レベル 2)の削減対象物質を含有する場合は、含有「有」と記入し、含有量をご報告下さい。

管理物質群(レベル 3)の管理対象物質を含有する場合は、含有「有」と記入し、含有量をご報告下さい。

2) 「SDS」

GHS 対応、PRTR 法に対応した最新形式でお願いします。

(成分開示が不十分な場合は、別途成分表の作成、提出をお願いすることがあります)

JIS 様式のもので、(社)日本化学工業会の作成指針に基づいたもの

3) 「chemSHERPA」

JAMP (アーティクルマネジメント推進協議会)が推進する化学物質の情報管理ツール「chemSHERPA chemical 入力支援ツール」最新版を chemSHERPA by JAMP よりダウンロードし、ご使用下さい。

ファイル名についてのお願い

” SHCI 製品名 御社名 文書作成日 ”

(例 : SHCI ABC123 伊勢田化学 20220112)

返信についてのご注意

Excel 版電子データでの返信は不要です。

chemSHERPA by JAMP <https://chemsherpa.net/tool>

4) その他の調査書

「分析報告書（I C Pデータなど）」

弊社顧客のご要望により、分析報告書の提出をお願いすることがあります。その場合、分析報告書は分析実施日より1年以内のデータをご提出下さい。ご提出頂いた後は、変更が発生するまで有効とします。ただし、弊社顧客から期限について要求がある場合は、それに準じてご提出をお願いします。

5) 「グリーン購入ガイドライン順守承諾書」

弊社へ納入する製品について、グリーン購入ガイドラインを順守する旨の「グリーン購入ガイドライン順守承諾書」をご提出して頂きます。但し、保証出来ない物質含有がある場合、速やかに申し出て頂きます様、お願いします。

6) 「原材料購入仕様書」

弊社使用原料について、お客様との取り交わしの契約を行う際に「原材料購入仕様書」のご提出をお願いします。

7) 「製造条件変更届出承諾書」

弊社へ納入する製品について、現行の製造条件に変更が生じる場合は弊社に製造条件変更を原則として事前に届出る事を承諾して頂きます。

調査頻度

上記情報提供に関し、必要に応じて調査依頼させていただきますので、その際は宜しくお願いします。

お取引先様へのお願い

お問い合わせは、下記へお願い致します。

互応化学工業株式会社 資材部 TEL: 0774-46-7755 FAX: 0774-46-7764

(2) 二次供給者への伝達

一次供給者様であるお取引様に、二次供給者、三次供給者様がある場合はお取引様の責任において、グリーン購入を推進及び監視して頂きますようお願いいたします。

(3) 変更管理について

お取引先様は、納入品に対する製造条件の変更などが生じる場合、必ず1年以上前に変更理由など必要事項を記載した「製造条件変更申請書/承認書」と共に、再度環境情報をご提出下さい。なお、実際に変更を実施した納入品は、「製造条件変更申請書/承認書」が承認されるまでは納入されない様お願いいたします。また、上記以外で、報告内容に変更が生じた場合は、速やかに弊社へご連絡頂き、弊社からの指示を受けてください。

(4) 不適合品発見時の対応

お取引様は、使用禁止物質に関する不適合・疑義品が発見され、弊社に出荷された可能性がある場合には、疑義段階であっても速やかに弊社に連絡して下さい。このルールは手順書等で文書化して下さい。

付表 特定有害物質含有調査票 (chemSHERPA)

添付1「グリーン購入ガイドライン順守承諾書」

添付2「製造条件変更届出承諾書」

添付3「製造条件変更申請書/承認書」

法令略名称	内容	規制分類
R o H S 2.0 指令	(Restriction of the use of certain hazardous substances in electrical and electronic equipment)電気電子機器に含まれる特定有害物質の使用制限に関する指令による指定10物質(EU) 2015/863。	指定全廃物質
EU REACH 規制	市場に流通する化学物質を、登録・評価・認可という3段階に分けて規制することによって、リスク管理が必要な化学物質とその使用方法についての制限を設ける、欧州の化学物質規制。	含有禁止物質 (Annex X VII(制限物質)に指定の物質)
EU 包装材指令	包装廃棄物の再利用、リカバリー、リサイクルを通じて環境保護とEU域内の産業競争力の調和を図ることを目的としている。	含有禁止物質
ドイツ日用品規制	ドイツ日用品規則第3条、「食品・日用品法の第5条第1項第6号に規定された日用品の業務上の製造又は取り扱いに際し、1つ以上のアゾ基(-N=N-)の開裂によって、アミン類のいずれかを形成しうるアゾ色素を使用してはならない。」という規制	含有禁止物質
安衛法	労働安全衛生法第五十五条(労働安全衛生法施行令第十六条)に規定の製造等禁止物質	含有禁止物質
化審法	化学物質の審査及び製造等の規制に関する法令第二条第二項に規定の第一種特定化学物質	含有禁止物質
オゾン層保護法	特定物質の規制等によるオゾン層の保護に関する法令第二条に規定の特定物質で、同施行令別表における規定物質。ただし、議定書附属書CのグループI(HCFC等)を除く。	含有禁止物質
放射線障害防止法	放射線物質の生物蓄積性やそれに伴う発がん性等の有害性を考慮。放射線量の測定結果、自然界で観測される量よりも多いレベル。又は意図的添加の無い事。	含有禁止物質
米国金融規制改革法 EU 紛争鉱物資源に関する規則	「タンタル、錫、タングステン、金、コバルト、雲母」を紛争鉱物と定義。自社製品に使用される紛争鉱物がこれらの地域の武装勢力の資金源になっているかどうか把握し年次で開示することを義務化した法令。及びデューデリジェンスによりリスク管理を行う事を義務付けた規則。	含有管理物質
その他の法令	ここでは記載しないが、個々に対応する。また、新たな立法、法令改正やお取引様の状況により、増減を考慮する。	

NO.	化学物質群	規制値	対象法令
1	カドミウム/カドミウム化合物 *1	意図的使用禁止かつ100ppm未満	RoHS2.0指令 REACH規則 EU包装材指令
2	六価クロム/六価クロム化合物 *1	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	RoHS2.0指令 EU包装材指令
3	鉛/鉛化合物 *1	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	RoHS2.0指令 REACH規則 EU包装材指令
4	水銀/水銀化合物 *1	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	RoHS2.0指令、REACH規則、EU包装材指令
5	ポリ臭化ビフェニル類(PBB類) ポリ臭化ジフェニルエーテル類(PBDE類)	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	RoHS2.0指令 REACH規則 化審法
6	酸化トリブチルスズ(TBTO)	意図的使用禁止	REACH規則 化審法
7	3置換有機スズ化合物 (トリブチルスズ(TBT)、トリフェニルスズ(TPT)を含む)	意図的使用禁止かつスズとして1000ppm未満	REACH規則 化審法
8	ポリ塩化ビフェニル類(PCB類)およびポリ塩化ターフェニル類(PCT類)	意図的使用禁止*3	REACH規則 化審法
9	ポリ塩化ナフタレン(塩素原子が3以上)	意図的使用禁止	化審法
10	短鎖型塩化パラフィン(C10-C13)	意図的使用禁止	REACH規則、 POPs規則
11	アスベスト類	意図的使用禁止	REACH規則 安衛法
12	特定アミンを形成するアゾ染料・顔料	意図的使用禁止かつ特定アミンとして30mg/kg(30ppm)未満	REACH規則
13	オゾン層破壊物質(CFCs、 HBFCs、4塩化炭素等、HCFCsは除く)	意図的使用禁止	オゾン層保護法、 モントリオール議定書
14	放射性物質	意図的使用禁止	核原料物質、核燃料物質 及び原子炉の規制に関する法律 放射線障害防止法
15	ペルフルオロオクタン酸(PFOA)及びその塩類	意図的使用禁止	ノルウェー Product Regulations
16	ペルフルオロオクタンスルホン酸(PFOS)及びその塩類(指定用途以外)	意図的使用禁止	REACH規則 化審法 POPs条約
17	DMF(ジメチルホルムアミド)	意図的使用禁止かつ1000ppm未満	REACH規則
18	特定ベンゾトリアゾール	意図的使用禁止	化審法
19	ヘキサブロモシクロデカン(HBCDD)	意図的使用禁止	REACH規則 化審法
20	ジオクチルスズ(DOT)化合物	意図的使用禁止	REACH規則
21	多環芳香族炭化水素(PAHs) *2	意図的使用禁止	

22	三酸化二ヒ素、五酸化二ヒ素	意図的使用禁止	REACH 規制
*1	包装材料については、カドミウム、六価クロム、鉛、水銀の総量が 100ppm 以下 1～ 5 :RoHS2.0 指令禁止 10 物質 (特定フタル酸エステルは弊社では削減物質とする)		
*2	多環芳香族炭化水素(PAHs)は EU 基準を採用とする。		
*3	化審法第 1 種特定化学物質として副生が確認された場合、当該原料の製造・輸入者の BAT 報告による上限値に従う。		

多環芳香族炭化水素(PAHs)

GQ-842035-3

No.	多環芳香族炭化水素該当化学物質群
1	ベンゾ[a]アントラセン
2	クリセン
3	ベンゾ[b]フルオランテン
4	ベンゾ[j]フルオランテン
5	ベンゾ[k]フルオランテン
6	ベンゾ[a]ピレン
7	ベンゾ[e]ピレン
8	シベンゾ[a,h]アントラセン

「特定アミンを形成するアゾ染料・顔料」

GQ-842035-4

CAS No.	物質名
60-09-3	4-アミノアゾベンゼン
90-04-0	o-アニジン
91-59-8	2-ナフチルアミン
91-94-1	3, 3-ジクロロベンジジン
92-67-1	4-アミノジフェニル
92-87-5	ベンジジン
95-53-4	o-トルイジン
95-69-2	4-クロロ-o-トルイジン
95-80-7	2, 4-トルイレンジアミン
97-56-3	o-アミノアゾトルエン
99-55-8	2-アミノ-4-ニトロトルエン
101-14-4	4, 4-メチレン-ビス-(2-クロロアニリン)
101-77-9	4, 4-ジアミノジフェニルメタン
101-80-4	4, 4-オキシジアニリン
106-47-8	p-クロロアニリン
119-90-4	3, 3'-ジメトキシベンジジン
119-93-7	3, 3'-ジメチルベンジジン
120-71-8	p-クレシジン
137-17-7	2, 4, 5-トリメチルアニリン
139-65-1	4, 4'-チオジアニリン
615-05-4	2, 4-ジアミノアニソール
838-88-0	4, 4'-ジアミノ-3, 3'-ジメチルフェニルメタン

	管理対象基準名	
①	塩素系有機溶剤	弊社 禁止物質を除く
②	その他の有機塩素系化合物	
③	ホルムアルデヒド	
④	ポリ塩化ビニル(PVC)及びPVC混合物	
⑤	特定フタル酸エステル(DEHP、DBP、BBP、DINP、DIDP、DNOP、DNHP、DIBP)	
⑥	ジブチルスズ(DBT)化合物	
⑦	<u>ペルフルオロアルキル化合物及びポリフルオロアルキル化合物(PFAS)</u>	
⑧	<u>ノニルフェノールエトキシレート</u>	

※ その他要求事項として顧客要求による不使用要請のある物質については、別途ご連絡します。

「管理物質群(レベル3)」 JAMP 管理対象物質参照

	管理対象基準名	(制定・改訂)	
①	日本 化審法 第1種特定化学物質	(最新版)	弊社禁止物質 を除く
②	米国有害物質規制法 (Toxic Substances Control Act : TSCA) 使用禁止または制限の対象物質 (第6条)	(最新版)	
③	EU ELV 指令	(最新版)	
④	EU RoHS 指令 ANNEX II	(最新版)	
⑤	EU POPs 規則 (EC) ANNEX I	(最新版)	
⑥	EU REACH 規則 Candidate List of SVHC for Authorisation (認可対象候補物質) および ANNEX XIV (認可対象物質)	(最新版)	
⑦	EU REACH 規則 (EC) ANNEX XVII (制限対象物質)	(最新版)	
⑧	(EU) 医療機器規則 (MDR) Annex I 10.4 化学物質	(最新版)	
⑨	(中国) 電器電子製品有害物質使用制限管理弁法	(最新版)	
⑩	Global Automotive Declarable Substance List (GADSL)	(最新版)	
⑪	IEC 62474 DB Declarable substance groups and declarable substances	(最新版)	

互応化学工業株式会社
資材部 宛

(部分にご記入下さい)

記入日

特定有害化学物質含有調査表

担当部署	<input type="text"/>
担当者名	<input type="text"/>
Tel	<input type="text"/>
E-mail	<input type="text"/>

貴社名	<input type="text"/>
役職名	<input type="text"/>
責任者名	<input type="text"/>

特定有害化学物質の含有について、互応化学工業株式会社 禁止物質群 (レベル1)、削減物質 (レベル2)、及び管理物質群 (レベル3) に対し調査しました結果は、記載の通りです。

なお、今後調査の内容事項に係わる変更が生じる場合は事前に報告します。

調査結果：

調査に用いたchemSHERPAのVer.

No.	製品名	含有の有無	含有/有の場合				備考
			含有物質名	CAS No.	含有率 (ppm)	含有目的	
1							
2							
3							
4							
5							
6							
7							
8							
9							
10							
11							
12							
13							
14							
15							
16							
17							
18							
19							
20							

連絡先

互応化学工業株式会社

担当部署：資材部

E-mail：shizai@goo-chem.co.jp

Tel：0774-46-7755

Fax：0774-46-7764

互応化学工業株式会社
資材部 宛

グリーン購入ガイドライン順守承諾書

当社は、互応化学工業株式会社へ納入する製品について、以下の適用範囲でグリーン購入ガイドラインを順守致します。

尚、当社がこのガイドラインおよび以下の順守事項に違反した事に起因して互応化学工業株式会社に損害が生じた場合は、損害補償協議に応じます。

1. 【グリーン購入ガイドラインに対する適用範囲】

- ・互応化学工業株式会社 「グリーン購入ガイドライン」
- ・適用製品の範囲 互応化学工業株式会社に納入する全製品または指定する製品

2. 【順守事項】

- (1) 互応化学工業株式会社に納入する製品において、下記に記載の化学物質を使用していないことを保証致します。
 - ・「グリーン購入ガイドライン」のGQ-842035-2に記載の禁止物質群（レベル1）
 - ・上記以外に国内、海外の法令によって使用が禁止されている物質
- (2) 本ガイドラインで定める「製造条件変更届出承諾書」に合意し、承諾書に定められた変更は事前に変更開始の1年前までに互応化学工業株式会社に届出を行う事を基本と致します。天災、事故等やむをえない事情で届出が出来なかった場合は、速やかに届け出を行います。
- (3) 互応化学工業株式会社が要求するグリーン購入の監査に協力致します。
- (4) 互応化学工業株式会社が要求する環境負荷物質調査においては下記の事項に協力致します。
 - 1) 調査回答の要求納期の順守
 - 2) 互応化学工業株式会社の要求に応じた調査表の提出
また、「グリーン購入ガイドライン」が改訂された場合、速やかに提出した調査表を確認し、合致しない場合は、その旨の報告
 - 3) 互応化学工業株式会社の顧客より、本ガイドラインに記載されていない化学物質の調査要求がある場合の追加調査
- (5) 企業の社会的責任(CSR)について取り組みがなされているかの調査に協力致します。

署名欄	年	月	日	
	会社名：			印
	所属・役職名：			
	責任者名：			印

互応化学工業株式会社

資材部 宛

製造条件変更届出承諾書

当社は、互応化学工業株式会社へ納入する製品について、下記の製造条件の変更が生じる場合は、互応化学工業株式会社に製造条件変更を事前に届出することを基本とし承諾します。尚、互応化学工業株式会社に事前届出を行なっていない製造条件変更で互応化学工業株式会社に損害が生じた場合は、損害補償協議に応じます。

届出の必要な変更項目

1. 製造場所
 - ・ 製造工場・製造場所の追加・変更
2. 製造方法・条件
 - ・ 製造方法・条件の変更
3. 製造設備
 - ・ 設備の変更（新設・増設含む）
 - ・ 製造ラインの変更、増設
4. 材料
 - ・ 材料メーカーの変更・追加
 - ・ 材料の変更
 - ・ 再生材の使用（混合比率変更含む。）
5. 検査
 - ・ 検査方法（抜き取り頻度変更含む）・規格の変更
6. 包装仕様
 - ・ 包装材、包装形態、数量
7. 製造委託先
8. 保証体制
9. 上記以外のQC工程図の管理項目における変更事項
10. 特定有害化学物質
 - ・ 含有の変更

*但し、品質に影響の無い事を保証出来る軽微な製造設備等の変更は届出不要

署名欄	年	月	日
会社名：	_____ 印		
所属・役職名：	_____		
責任者名：	_____ 印		

互応化学工業株式会社 資材部 宛		承認	発行
製造条件変更申請書/承認書			
申請日			
会社名	(所属)	連絡先	TEL :
担当者			FAX :
			Mail :
品名	購入仕様書番号		
変更種別 該当項目を ○で囲む	1. 製造場所 2. 製造方法・条件 3. 製造設備(製造ライン変更、増設も含む) 4. 材料 5. 検査 6. 包装仕様 7. 製造委託先 8. 保証体制 9. 上記以外の QC 工程 10. 特定有害化学物質含有		
	変更前		
	変更時期： 年 月 日 (製造 ・ 出荷)		
	変更後		
	予想される品質への影響		
	環境・品質情報 (別紙添付項目にチェックすること)		
	<input type="checkbox"/> サンプル提出 <input type="checkbox"/> 特定有害化学物質含有調査表 <input type="checkbox"/> 新旧製造実績統計資料 <input type="checkbox"/> SDS <input type="checkbox"/> 成分表 <input type="checkbox"/> 立会確認 <input type="checkbox"/> ICPデータ <input type="checkbox"/> chemSHERPA		
	<input type="checkbox"/> その他 ()		
注意事項	1)申請書は、原則変更の1年前までに提出のこと。 2)記入しきれない場合は別紙添付可。		
互応化学 記入欄	1.品質確認		
	2.含有化学物質確認・ <input type="checkbox"/> 適合 <input type="checkbox"/> 非適合 (記事) 含有の場合、物質名・量 「 」		
	※ 決定通知 年 月 日		
	1.上記製造条件変更申請を承認します。 実施時期 年 月 日(製造・納入)分～		品証部 承認
2.下記の理由により、不採用とします。			資材部 承認
不採用理由：			

主な改訂履歴

改訂日	版番号	主な改訂内容
2015.01.30	1版	初版
2017.07.07	2版	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2版発行に伴い1版のグリーン購入ガイドライン(配信用)と付属書を統合 ■ 弊社品質及び環境方針の変更に伴い内容を見直し ■ 紛争鉱物貯砂方針を追加 ■ chemSHERPAを調査様式に追加 ■ 削減物質群(レベル2) (GQ-842035-5) 追加 ■ 禁止物質群(レベル1) (GQ-842035-2)と管理物質群(レベル3) (GQ-842035-6) 対象物質追加 ■ 調査様式文書の提出先を品質保証部から資材部に変更 ■ グリーン調達ガイドライン順守承諾書の承諾書の変更期限について内容修正
2019.02.14	3版	<ul style="list-style-type: none"> ■ JAMP MSDSplus及びAISの現行情報伝達スキーム廃止に伴う要領からの項目削除
2019.12.27	4版	<ul style="list-style-type: none"> ■ 2021年1月から全面適用のEU紛争鉱物資源に関する規則適用に伴い弊社紛争鉱物方針を見直し
2022.1.12	5版	<ul style="list-style-type: none"> ■ 削減物質群(レベル2)の(改訂・制定)欄を削除 ■ 管理物質群(レベル3)に(EU)医療機器規則(MDR)Annex I 10.4 化学物質を追加 ■ 対象となる紛争鉱物を追加(コバルト、雲母) ■ chemSHERPA 入力支援 URLを訂正 ■ 二次供給者への伝達を追記 ■ 不適合品発見時の対応の追記
2024.7.1	6版	<ul style="list-style-type: none"> ■ 弊社における紛争鉱物(コンフリクトフリー)への取り組み方針の改訂及びJAMP管理対象物質に中国RoHS追加 ■ 対象となる紛争鉱物3TGを追加 ■ 製造条件変更申請書/承認書 添付3の変更種別に追加、回覧部署の変更
<u>2024.12.25</u>	<u>7版</u>	<ul style="list-style-type: none"> ■ <u>削減物質群(レベル2)追加(GQ-842035-5)</u>